

別紙

審査項目及び選定方法

1 審査項目

審査項目		審査基準	配点
1	基本方針	本業務の目的や、仕様書の内容を十分に理解した企画提案が具体的に示されているか。	5 点
2	実施体制	担当者数、担当者の配置、構成等、本業務を遂行するために適切な実施体制を有しているか。また、本業務と類似業務等の実績を有しているか。	5 点
3	使用機器	仕様書の要件に適合し、システムの動作要件を十分に満たす性能を持つ機器の調達予定が示されているか。	10 点
4	システム	調査員の業務内容を理解し、事務負担の軽減が期待できる内容となっているか。	10 点
5		調査票等の作成時に、選択漏れや誤りを極力防止する機能を有しているか。	10 点
6		作業効率化することにより要介護認定結果通知までの期間短縮につながる内容となっているか。	10 点
7	セキュリティ	仕様書の要件に適合し、セキュリティ対策が充実しているか。	10 点
8		紛失・盗難時のデータ流出を防ぐための対策が具体的に示されているか。	10 点
9	データ連携	本連合で導入している MCWEL 介護認定審査会システムが提供するインターフェースに対応した調査結果情報に係るデータの取込み・出力する機能を有しており、合理的なものであるか。	10 点
10	保守運用	仕様書の要件に適合し、問い合わせ対応の体制を検討されているか。	10 点
11	独自提案	本業務の目的や、仕様書の内容を達成するために効果的な独自のシステム仕様や提案、工夫等がなされているか。	5 点
12	スケジュール	仕様書の内容を踏まえ、無理なく効率的に進行管理ができる手法や工夫が示されているか。	5 点
13	取組意欲	業務実施への積極的な意欲がみられ柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。	5 点

14	財務負担の軽減	令和9年3月から令和14年2月末までの保守等を含む維持管理費	15点
合計			120点

2 評価方法

- (1) 評価は、介護認定調査支援システム導入候補者選定委員会で行う。評価方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについてあらかじめ定めた審査項目及び審査基準点に基づいて評価を行う。
- (2) 審査委員1人当たり120点満点、合計480点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を候補者とする。
なお、各審査委員の採点の合計点で240点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から候補者を決定する。
- (3) 点数が同点の場合は、審査項目5・6システム、7セキュリティ、11独自提案の合計点数が高い者を候補者とする。